

入 札 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 2 月 1 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札に付する事項

(1) 譲渡物件

- ア 風車発電機 3 基（1 号機、2 号機、3 号機）
1、2、3 号機の概要
発電機：1,000kW、風車：水平軸プロペラ型 3 枚羽根、風車中心高：68m、風車直径：61.4m
風車最大高：98.7m
- イ 連系変圧器（22KV/6.6KV）1 台、昇圧変圧器（600V/6.6KV）3 台
- ウ 配電盤開閉装置 1 式
- エ 自動制御装置 1 式
- オ 諸機械装置 1 式
- カ 送電設備 送電線 3,640m、ハンドホール・マンホール 5 個、電柱・支線・支柱 97 本

(2) 売払方法

一般競争入札

2 入札参加資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

- ア 政令第 167 条の 4 に該当しない法人等であること。
- イ 譲渡に係る公募の公告の日から譲渡候補者選定の日までの期間に、政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。
- ウ 譲渡に係る公募の公告の日から譲渡候補者選定の日までの期間に、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札について、指名保留又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- エ 募集受付期間の最終日から起算して 1 年前の日までの間に労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。
 - （ア）暴力団員を経営幹部とすること。
 - （イ）暴力団員を雇用すること。
 - （ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
 - （エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。
 - （オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
 - （カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
- ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ケ 共同企業体で参加の場合は、すべての構成員がア〜クに該当すること。

3 契約する者

鳥取県知事 平井 伸治

4 入札手続及び契約に関する担当部局

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局経営企画課経営戦略担当

電話 0857-26-7443

電子メール kigyuu@pref.tottori.lg.jp

(2) 設備に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局工務課

電話 0857-26-7448

電子メール koumu@pref.tottori.lg.jp

(3) 現地説明会に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県企業局経営企画課経営戦略担当

電話 0857-26-7443

電子メール kigyuu@pref.tottori.lg.jp

(4) 鳥取放牧場風力発電所譲渡希望者募集要項等の交付方法

令和7年2月14日（金）から同年3月21日（金）までの間にインターネットの鳥取県企業局ホームページの調達情報（<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月14日（金）から同年3月21日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午後4時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(5) 現地説明会の開催

ア 日時

令和7年2月27日（木）及び同月28日（金）の午前9時から午前11時及び午後1時から午後4時までの間で行うこととし、見学する者に別に連絡する。なお天候により日程を変更する可能性がある。

イ 場所

鳥取市久末字空山594番地

鳥取市越路字蓬谷775-1番地

鳥取市越路字蓬谷775-2番地

鳥取市越路字境谷776番地

鳥取市越路字下大平756-1番地

ウ 申込方法

現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等3名まで）を明記の上、電子メールにより、令和7年2月21日（金）午後5時15分までに、4（1）の場所へ申し込むこと。

エ その他

現地説明会において個別の質問等は受け付けない。質問がある場合は、鳥取放牧場風力発電所譲渡希望者募集要項第2の8に基づき質問書を提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年4月18日（金）午前10時 即時開札

イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目271 鳥取県企業局会議室（鳥取県庁第2庁舎2階）

（7）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、4（1）の場所に送付すること。

5 入札参加者に要求される事項

- （1）価格調書は、件名及び入札者名を記入し、「価格調書在中」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- （2）入札参加者にあつては、応募書類を、令和7年3月21日（金）午後5時15分までに郵送（期限までに必着のこと。）又は持参により4（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、落札できなかった場合は、鳥取放牧場風力発電所譲渡希望者募集要項に定めるところにより返還する。

（2）契約保証金

譲渡候補者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条第5項の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）解体撤去費への最低制限価格の設定

本件入札には鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領に基づき解体撤去費について最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とする。

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、鳥取放牧場風力発電所譲渡希望者募集要項に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、会計規則、本件公告又は鳥取放牧場風力発電所譲渡希望者募集要項に違反した入札は無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

応募する法人等が提示した現設備の解体撤去費（消費税及び地方消費税額含む）が鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領に基づく最低制限価格以上、かつ譲渡価格が最も高い者を譲渡候補者として決定する。なお、譲渡候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、別に定める方法によるくじで決定する。

（5）手続における交渉の有無

無

（6）その他

詳細は、鳥取放牧場風力発電所譲渡希望者募集要項による。